

を検せしめたといふのであるが、驛站管理の沿革は實は可なり複雑であつて、僅かに此等の數語によつて言ひ盡しえべきではない。以下これを中央と地方とに分けて攷察して見よう。

イ 中央に於ける管理

當初中央政府に於いて驛傳に關することを如何なる機關に依つて統制したかを考へて見るに、經世大典站赤一に據ると、中統五年即ち至元元年八月の聖旨に、

是月聖旨諭ニ中書省ニ^(大略)節該。所レ奏隨處漢地站驛。宜レ屬ニ州府親管。其使臣起數。鋪馬強弱。^{ハベキヤイナヤノ}ムル。領一事。準レ奏。據隨路站赤。仰照ニ依已前體例。止令ニ各處管民官。^{ヲシテカラハ}親行ニ管領。使臣起數。鋪馬強弱。霍木海提常切提領。子細詢問。往來使臣人等。除ニ依レ例合レ得。鋪馬・首思^ヲ外。無レ得^ル。三分外取^リ要飲食諸物。霍木海各站內並不^レ得^レ添^コ差頭目。如已有ニ委付之人。並行ニ革寵。管民官亦不^レ得^下於ニ站戶處。擅^レ便科差。侵擾不安。仍仰點^{セテシ}視鋪馬。加^{ヘテヲ}意喂養。^{セシメラクベシ}須^下管肥壯。^{ニシテ}ル。不^レ悞^申走遞^ヲ。

と記されてある。此の如く、この中書省から、漢地の驛站を州府の親管に屬せしめ、その使臣の起數や鋪馬の強弱等を提領することも霍木海に委任したいと奏したのに對して、隨路の站赤は已前の體例に依つて、各處の管民官に親から管領せしめるが、使臣の起數、鋪馬の強弱等の提領は、矢張り霍木海に委ねよといつてある。それではこれより以前に於て站赤は如何に管理せられて居つたかといふと、經世大典站赤一に、^①至元五年三月四日の安童の奏を載せて、